

府食第304号  
令和7年4月23日

内閣総理大臣  
石破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和7年4月15日付け消食基第255号により当委員会に照会された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、下記の理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

#### 記

- 1 「食品、添加物等の規格基準」において、添加物2品目（シソ抽出物及びひる石）の製造基準を削除すること及び添加物2品目（グアヤク脂及びひる石）の使用基準を削除することについては、販売の用に供されていない既存添加物を既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）から削除することに伴い、規格基準を削除するものであることから、人の健康に影響を及ぼすものではない。
- 2 「食品、添加物等の規格基準」において、添加物2品目（ゴム及びレイシ抽出物）の成分規格を改正することについては、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形式的な改正であることから、人の健康に影響を及ぼすものではない。